

さぬき市マイナンバーカード窓口支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル実施の目的

市が担うマイナンバーカード関連窓口業務を適正かつ円滑に行うため、マイナンバーカード交付等の関連業務の一部を民間事業者に委託することにより、当該業務の安定した市民サービスの提供及び業務の効率化を図ることを目的とし、窓口業務の一部を委託する。

2 業務の概要

(1) 業務名

さぬき市マイナンバーカード窓口支援業務

(2) 業務内容

「さぬき市マイナンバーカード窓口支援業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和8年10月1日から 令和9年3月31日まで

(4) 業務委託限度額

7, 389, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 スケジュール

	項 目	日 程	備 考
1	公募開始（告示）	令和8年7月27日（月）から	必要事項は、市ホームページからダウンロードすること。
2	参加表明書等の提出 （様式1・2）	令和8年7月31日（金）から 令和8年8月10日（月） 午後5時まで	持参又は郵送により提出すること。（郵送は必着に限る。）
3	質問の受付	令和8年7月31日（金）から 令和8年8月10日（月） 午後5時まで	質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより送付すること。
4	質問に対する回答	令和8年8月12日（水） 午後5時までに回答	辞退者を除く参加表明者に電子メールで回答する。
5	参加資格確認結果の通知	令和8年8月13日（木）	辞退者を除く参加表明者に発送する。

6	提案書等の提出	令和8年8月19日（水） 午後5時まで	持参により提出すること。
7	審査 (プレゼンテーション)	令和8年8月24日（月）	詳細は、参加資格確認結果と併せて各提案事業者へ通知する。
8	審査結果の通知	令和8年8月26日（水）	審査結果は、各提案事業者へ通知する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) さぬき市の競争入札参加資格を有し、かつ、指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていない者であること。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、この限りではない。
- (4) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有するものでないこと。また、契約の履行に係る業務の一部を、第三者に請け負わせる場合にあっても同様とする。
- (5) 市町村税の滞納がないこと。
- (6) 本業務に関する十分な実績及び能力を有し、かつ、適正に実施できること。（過去5年以内に、地方公共団体においてマイナンバーカード窓口支援等関連業務を行った実績を有すること。）
- (7) 自らの組織の中から業務責任者、業務従事者を配置できること。

5 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

	提出書類	留意点
1	参加表明書（様式1）	契約時に使用する印鑑を押印すること。
2	会社概要書（様式2）	所在地、業務内容、資本金、社員数等が分かる書類（会社パンフレット等）を添付すること。

3	履歴事項全部証明書又は写し	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書（発行後3か月を超えないもの）であること。
4	市町村税に滞納がないことが分かる書類	事業所所在市町村が発行する直近の年度のものであり、令和8年6月1日以降に発行されたものであること。

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期間

令和8年7月31日（金）午前9時から

令和8年8月10日（月）午後5時まで

(4) 提出先及び方法

「12 担当部署」への持参又は郵送

※ 郵送は令和8年8月10日（月）午後5時必着とし、配達証明等、配達されたことが確認できるものに限る。

6 提案書等の提出

参加申込書等を提出した者は、次のとおり提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

	提出書類	留意点
1	提案書表紙（様式3）	
2	企画提案書（任意様式）	企画提案全体の取組方針、業務に対する考え方、業務フローやスケジュール管理、人材育成計画等について記載すること。また、業務実施に当たり特色等があれば積極的に記述すること。
3	業務実施体制（任意様式）	業務を実施する組織体制や配置人員等について記載すること。
4	業務実績（任意様式）	過去5年間におけるマイナンバーカード業務支援実績について記載すること。
5	見積書及び見積内訳書（任意様式）	業務仕様書に関する全ての要求要件を満たすために必要となる経費について、積算根拠（内訳等）が判別できるよう費目ごとに記載すること。なお、見積金額については税込で記載すること。
6	プレゼンテーション出席報告書（様式4）	

(2) 提出部数

5部（正本1部、副本4部） ※ 副本は複写可。

(3) 提出期間

令和8年8月13日(木) 午前9時から

令和8年8月19日(水) 午後5時まで

(4) 提出先及び方法

「12 担当部署」への持参又は郵送

※ 郵送は令和8年8月19日(水) 午後5時必着とし、配達証明等、
配達されたことが確認できるものに限る。

(5) 留意事項

ア 提案書等の提出は、1者につき1案とする。

イ 提出書類は、A4版・縦とし、目次及び頁番号を付けること。

ウ 提出書類は、ファイル(A4-S)に綴じ、ファイル表紙に業務名・
提案事業者名・提出日、背表紙に提案事業者名を記載し、上記表中の
項目ごとにインデックスを付けること。

7 質問受付及び回答

提案書等の提出について質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 受付期間

令和8年7月31日(金) 午前9時から

令和8年8月10日(月) 午後5時まで

(2) 質問方法

質問事項は、質問書(様式5)に記入し、「12 担当部署」に電子メー
ルで提出すること。なお、送信後に電話連絡を行うこと。

(3) 回答方法

質問事項に対する回答は、令和8年8月12日(水) 午後5時までに電
子メールで送信する。

(4) 質問及び回答内容の取扱

ア 提出された質問及び回答は、その内容及び質問者に関わらず、辞退者
を除く参加表明者に回答する。ただし、質問内容が質問者の提案内容
と密接に関連する場合については、この限りではない。

イ 質問事項に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

ウ 提案書等の提出に関係しない質問、電話による質疑等は受付しない。

8 候補者の選定

候補者の選定は、本市職員で構成する審査員がプレゼンテーション形式で審
査し、本業務に最も適していると認められる者を決定する。

(1) 参加資格確認

提出された参加表明書等により参加資格確認を実施し、令和8年8月

13日（水）付けで参加資格確認結果通知書を発送する。

(2) 審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

提出された提案書等に基づき、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングにより審査を実施する。

ア 審査日及び会場

令和8年8月24日（月）さぬき市役所302会議室

詳細については、参加資格確認結果通知書と併せて通知する。

イ 実施時間

プレゼンテーション15分以内、ヒアリング15分以内、準備・片付け5分以内とし、合計35分以内で審査を実施する。

ウ 出席者

3名以内。なお、提案説明等は、本業務の主担当者が実施すること。

エ その他

- ・審査は個別に行い、非公開とする。
- ・審査の順番は、提案書等の受付順とする。
- ・プレゼンテーションに使用する機材等は、全て提案事業者で用意すること。ただし、スクリーン及びプロジェクターはさぬき市で準備する。

(3) 評価基準

評価項目及び配点は、次表のとおりとする。

(単位：点)

評 価 項 目	配 点
業務内容	140
業務実績	40
見積価格	20
合 計	200

(4) 審査結果

ア 審査において、最高得点を獲得した提案事業者を、本事業の候補者と選定する。なお、候補者に契約を締結することができない事由が生じた場合は、次点順位者及びそれ以降の順位者を繰り上げにより新たに候補者として手続を行うものとする。

イ 審査結果は、令和8年8月26日（水）付けで書面により提案事業者全員に通知する。なお、審査内容については公表しない。

ウ 審査及び審査結果に関する問合せ等には応じない。

9 留意事項

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出書類の差替、修正、追加等は認めない。ただし、本市からの要請が

あったものについては、この限りではない。

- (3) 提出書類には、市ホームページからダウンロードした指定の様式を使用すること。
- (4) 提案書等の著作権は、当該提案事業者に帰属するが、本プロポーザルにおいて必要がある場合には、市が事業者の承諾を得ずに提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。
- (5) 本プロポーザルに関する経費は、全て提案事業者の負担とする。
- (6) 参加表明書等の提出後又は提案書等の提出後に、参加を辞退することになった場合には、速やかにプロポーザル参加辞退届（様式6）を提出すること。

10 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格の要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等に定める事項に適合しないものがあった場合
- エ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 正当な理由なく審査（プレゼンテーション及びヒアリング）に応じなかった場合
- カ 見積金額が業務委託限度額を超過した場合
- キ 契約締結までの間に参加資格の要件を欠く事態が生じた場合

11 その他

- (1) 契約に当たっては、候補者に選定された事業者と協議のうえで契約手続を行う。なお、契約金額は、当該事業者から提出された見積金額を超えない額とする。
- (2) 本プロポーザルは、契約を締結する候補者の選定を目的に実施するものであり、提案内容に沿って契約することを約束するものではない。

12 担当部署

さぬき市市民部市民課

所在地 〒769-2195 香川県さぬき市志度5385番地8

電話 087-894-9218 FAX 087-894-3000

電子メール shimin@city.sanuki.lg.jp

※ 本件に関する問合せ・提出等の受付は、午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）とする。